

改正

平成28年3月31日規則第42号

平成28年6月15日規則第47号

平成28年12月20日規則第50号

平成29年3月31日規則第8号

津島市保育料徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額（以下「利用者負担額」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 特定教育・保育施設、特別利用保育、特別利用教育又は特定地域型保育を利用する支給認定保護者は、別表第1又は別表第2に定める利用者負担額を負担するものとする。ただし、市立津島幼稚園を利用する支給認定保護者が負担する利用者負担額については別に定める。

- 2 市長は、利用者負担額を決定したときは、保育料決定通知書（様式第1）により支給認定保護者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、月の途中において、入所し、又は退所した場合におけるその月の利用者負担額は、日割計算により算定した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 利用者負担額の算定に当たっての年齢は、当該年度の初日の前日における年齢によるものとし、当該年度中は、その年齢を適用する。
- 5 利用者負担額の納入期限は、当月の末日までとする。ただし、その日が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、休日等でないその翌日とする。

6 前各項に規定するもののほか、階層の認定、利用者負担額の軽減等に関し必要な事項は、市長が定める。

(災害等による利用者負担額の変更)

第4条 市長は、災害その他やむを得ない理由により支給認定保護者の負担能力に変動が生じたときは、当該支給認定保護者からの申請に基づき、その変動の程度に応じて利用者負担額を変更することができる。

2 前項の規定による変更の申請は、保育料変更申請書(様式第2)を市長に提出してしなければならない。

3 第1項の規定により変更したときは、保育料変更決定通知書(様式第3)により支給認定保護者に通知しなければならない。

(補則)

第5条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に津島市保育の実施に関する条例施行規則第6条の規定に基づき、市長が徴収することができる費用の取扱いについては、なお従前の例による。

3 平成27年度4月から8月までの別表第2に定める保育料に関しては、市長が定める範囲において減額するものとする。

附 則(平成28年3月31日規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月15日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年12月20日規則第50号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第8号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

利用者負担額表（1号認定（市立津島幼稚園を除く。））

各月初日における入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
		3歳以上の児童	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円
第2階層	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む。）		1,000円
第3階層	市町村民税の課税世帯であつて、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	11,900円
第4階層		211,200円以下	16,300円
第5階層		211,201円以上	20,700円

備考

- この表及び備考において、児童の年齢は、当該年度の初日の前日における年齢とし、市町村民税の額については、4月から8月までは前年度の額、9月から翌年3月までについては当該年度の額とする。
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割は除き、同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。
- 前号の場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する母又は同政令第1条の2第2号に規定する父に該当するときは、その者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を準用して所得割額の再計算を行うことができる。
- 第2階層及び第3階層の階層区分に認定された世帯が次のいずれかに該当する場合における利用者負担額は、第2階層においては0円、第3階層においては7,550円とする。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 次に掲げる在宅障害児（者）のいる世帯

（ア）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

（イ）厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

（ウ）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（エ）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

5 前号の規定に該当する第3階層の階層区分に認定された生計を一にする世帯のうち、第2子以降となる児童の利用者負担額は0円とする。

6 第2階層及び第3階層の階層区分に認定された生計を一にする世帯のうち、第4号の規定に該当しない世帯で第2子となる児童の利用者負担額はこの表に定める利用者負担額の2分の1とし、第3子以降となる児童は利用者負担額を0円とする。

7 第4階層及び第5階層の階層区分に認定された生計を一にする世帯に、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第一学年から第三学年までに在学する子ども、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校の幼稚部若しくは児童心理治療施設に入所し、若しくは通園し、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する児童又は幼児（以下この号において「児童等」という。）が2人以上ある場合においては、当該児童等のうち特定教育施設に入所している児童（以下この号において「入所児童」という。）に係る利用者負担額は、次のアからウまでに掲げる入所児童の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア 当該世帯における児童等のうち最も年齢の高い者である場合 この表に定める利用者負担額

イ 当該世帯における児童等（アに該当する児童等を除く。）のうち最も年齢の高い者である場合 この表に定める利用者負担額の2分の1に相当する額

ウ 当該世帯における児童等のうちア及びイに該当する児童等以外の者である場合 0円

別表第2（第3条関係）

利用者負担額表（2号、3号認定）

各月初日における入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）				
		保育標準時間		保育短時間		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯	3,000円	2,000円	2,500円	1,500円	
第3階層	市町村民税の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	9,000円	6,400円	8,000円	5,400円
第4階層		63,000円未満	12,000円	11,000円	11,000円	10,000円
第5階層		78,000円未満	15,500円	14,000円	14,500円	13,000円
第6階層		97,000円未満	19,000円	17,000円	18,000円	16,000円
第7階層		115,000円未満	24,500円	20,000円	23,500円	19,000円
第8階層		139,000円未満	30,000円	22,000円	29,000円	21,000円
第9階層		169,000円未満	35,500円	23,000円	34,500円	22,000円
第10階層		215,000円未満	41,000円	23,500円	40,000円	22,500円
第11階層		301,000円未満	46,500円	23,500円	45,500円	22,500円
第12階層		397,000円未満	49,000円	25,000円	48,000円	24,000円
第13階層	397,000円以上	52,000円	26,000円	51,000円	25,000円	

備考

- この表及び備考において、児童の年齢は、当該年度の初日の前日における年齢とし、市町村民税の額については、4月から8月までは前年度の額、9月から翌年3月までについては当該年度の額とする。

- 2 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割は除き、同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。
- 3 前号の場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する母又は同政令第1条の2第2号に規定する父に該当するときは、その者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を準用して所得割額の再計算を行うことができる。
- 4 第2階層の階層区分に認定された世帯が次のいずれかに該当する場合における利用者負担額は0円、第3階層及び第4階層の階層区分に認定された世帯並びに第5階層の階層区分に認定された世帯のうち所得割額が77,101円未満の世帯において、次のいずれかに該当する場合における利用者負担額は、この表に定める利用者負担額の2分の1に相当する額とする。
- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- イ 次に掲げる在宅障害児（者）のいる世帯
- （ア）身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- （イ）厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- （ウ）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- （エ）特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 5 前号の規定に該当する生計を一にする世帯のうち、第2子以降となる児童における利用者負担額は0円とする。
- 6 第3階層の階層区分に認定された生計を一にする世帯のうち第4号の規定に該当しない世帯及び第4階層の階層区分に認定された生計を一にする世帯のうち所得割額が57,700円未満の世帯において、第2子となる児童における利用者負担額はこの表に定める利用者負担額の2分の1とし、第3子以降となる児童における利用者負担額は0円とする。
- 7 第4階層の階層区分に認定された生計を一にする世帯のうち所得割額が57,700円以上の世帯及び第5階層から第13階層までの階層区分に認定された生計を一にする世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校の幼稚部若しくは児童心理治療施設に入所し、若しくは通園し、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する児童又は幼児（以下この号において

「児童等」という。)が2人以上ある場合においては、当該児童等のうち保育所に入所している児童(以下この号において「入所児童」という。)に係る利用者負担額は、次のアからウまでに掲げる入所児童の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア 当該世帯における児童等のうち最も年齢の高い者である場合 この表に定める利用者負担額

イ 当該世帯における児童等(アに該当する児童等を除く。)のうち最も年齢の高い者である場合 この表に定める利用者負担額の2分の1に相当する額

ウ 当該世帯における児童等のうちア及びイに該当する児童等以外の者である場合 0円

8 第4階層の階層区分に認定された生計を一にする世帯のうち所得割額が57,700円以上の世帯及び第5階層から第11階層までの階層区分に認定された生計を一にする世帯に18歳未満の児童が3人以上ある場合(前号に規定する場合を除く。)においては、当該18歳未満の児童のうち最も年齢の高い者及びその者を除き最も年齢の高い者以外の保育所に入所している児童(3歳に達しない者に限る。)に係る利用者負担額は、次のア又はイに掲げる階層区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア 第4階層から第6階層までの階層区分に認定された場合 0円

イ 第7階層から第11階層までの階層区分に認定された場合 この表に定める利用者負担額の2分の1に相当する額

第 年 月 日 号

津島市長

保育料決定通知書

保育料については、次のとおり決定いたしましたから通知いたします。

入所する児童の氏名 及び生年月日	
入所する施設	
保育料決定期間	
保育料の月額 及び階層	
備考 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 税額等の見直しにより保育料について変更があった場合は、その旨通知いたします。</li> <li>2. 入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。</li> <li>3. 保育認定の方については保育の実施期間中であっても施設へ入所できる基準に該当しなくなった場合には、保育の実施を解除いたします。</li> </ol>	
教示 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津島市長に対して審査請求をすることができます。</li> <li>2 1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津島市を被告として（訴訟において津島市を代表する者は、津島市長となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。</li> </ol>	



様式第2（第4条関係）

保育料変更申請書

年 月 日

（宛先）津島市長

申請者 住 所

氏 名

次のとおり保育料を変更していただきますよう申請いたします。

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
施 設 名		保 護 者 名	
保育料の月額	円		
変 更 理 由			
※ 変更を受けようとする理由となる証明書類を添付してください。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 年 月 日  
号

津島市長

保育料変更決定通知書

次の児童の保育料について、以下のとおり変更が決定いたしましたので通知します。

入所する児童の氏名 及び生年月日	
入所する施設	
変更前保育料月額	
変更後保育料月額	
変更年月	
変更理由	
<p>教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津島市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津島市を被告として（訴訟において津島市を代表する者は、津島市長となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。</p>	